

<参考>様式第4号

平成30年2月15日

豊明市議会議長 殿

研修会・講演会等参加報告書

議員名 早川 直彦

29 年度豊明市議会政務活動費にて下記の研修に参加しましたので報告します。

日付	研修先	研修項目及び成果等
2月10日（土）	イーブルなごや (女性会館)	<p>市民と議員の政策学習会・予算 (報告書は別紙添付)</p> <p>豊明市議事課 30.2.15 分類 30-10-5-1 可・否・一部否・一時否 第 98 号受付</p>

(注) 別紙添付も可能とします。

(注) 本報告書は5年間公開します。

市民と議員の政策学習会・予算 報告書

早川 直彦

日 時 平成30年2月10日（土）
場 所 イーブルなごや（女性会館）
内 容 2018年度自治体予算と地方財政計画
講 師 公益財団法人地方自治総合研究所（委託）菅原 敏夫

◆自治体の予算編成について

国の「地財対策」や「地財計画」は1年近くかけて作り上げられ、自治体の予算編成にどの様に関わっているのかを読み解く必要がある。大きな柱は経済財政諮問会議によって作成されている。（2017年は17回開催）

経済財政諮問会議の議論で注目すべきものとして、以下のものがあげられる。

・4月12日の会合で民間議員の4人が提案により、①生活保護制度全般の見直し（2017年度の次期生活扶助基準の検証に合わせて検討）②生活困窮者自立支援制度の在り方（2017年度まで）が提案され、厚生労働省は12月22日、生活保護世帯の見直しで、世帯類別ごとの影響額を発表した。

見直しは5年ごとに実施し、受給者以外の低所得者層の消費実態と均衡するよう算定した生活費は、当初、最大13.7%減だったが、最終的に最大5%の減額に抑えた。2018年から3年かけて段階的に引き下げ、国負担分で160億円（1.8%）を削減する。

・5月11日の会合で民間議員の連名により、地方財政について提案した。

（この提案は2017年度の最大のテーマとも言える。）

①社会保障改革や公共施設の再編・集約化や老朽化対策等への計画的な取り組みを促すとともに、将来不安等から基金の積み増しにならないよう、総務省及び関係府省が協力し、各分野における将来見通しと各自治体への影響を明らかにすべし。

②近年増加の著しい基金（基金積立残高21兆円、2015年度）について、総務省はその現在高や増加幅が顕著な自治体（例えば基金残高対基準財政需要額の直近の水準が安倍政権以前の10年間の平均と比べ、1.5倍以上など）を中心に、その背景・要因について、実態を把握・分析するとともに、各自治体において説明責任を促すべき。また、国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向けて地方財政計画への反映等の改善方策を検討すべき。

③地方交付税の重点課題対応分（2017年度 2500億円）や、まち・ひと・しごと創生事業費（同1兆円）について、関係府省庁が協力して、自治体による取り組みの成果を把握・検証し、PDCAを着実に実施すべき。

④6月2日の会合で、「骨太の方針」の素案を提出した。自治体で言えば予算編成方針にあたり、自治体に対しても、政策の枠組みや交付税の在り方などが示される。

6月9日には、「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」として骨太の方針が決定され、そこには、人づくり革命と生産性革命が予告されている。

予算編成作業は8月末に締め切られ、「概算要求」となってまとめられる。各省が予算要求をまとめ財務省に提出する。そこから先は財務省の審査が始まる。

かつては財務省と各省との間に「復活折衝」という協議があったが、今はない。骨太の方針はかなり詳細なもので、方針の段階でそこには復活しようがないということも働いているのかもしれない。

編成のスケジュールとして以下の10段階になっており、この内容を確認することで、2018年度予算を読み解くことができる。

- (1) 経済財政諮問会議
- (2) その「骨太の指針」
- (3) 各省の概算要求
- (4) 各省の研究会等の動向
- (5) 自民党税制調査会、税制改革大綱

（2017年度の場合は、12月14日、自民・公明の与党税調として決定した）

- (6) 予算案への大臣折衝（折衝後、大臣記者会見12月18日など）
- (7) 政府予算案の閣議決定（12月22日）
- (8) 全国都道府県財政課長・市町村担当合同会議（いわゆる「内かん」）
- (9) 経済財政諮問会議第1回会議
（2018年1月23日、テーマは2018年度予算案）
- (10) 各都道府県・市町村・特別区の予算案発表

◆2017年に自治法改正されたものについて

2017年の法改正が2018年に施行の時期を迎えるため、条例の制定や改正が必要とするものも多い。この点については注意が必要である。

①内部統制に関する方針の策定

都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備。（その他の市町村は努力義務）

方針を策定した長は、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、議会に提出。

②監査制度の充実強化

監査委員が監査等を行うに当たっては、監査基準に従うこととし、監査基準は、各地方公共団体の監査委員が定め、公表。（監査基準の策定について、国が指針を示し必要な助言を実施）

③決算不認定の場合における長から議員等への報告規定の整備

地方公共団体の長等は、決算不認定の場合に、当該不認定を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、その内容を議会等に報告・公表。

④地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等

条例において、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償額を限定してそれ以上の額を免責する旨を定めることが可能に。

（条例で定める場合の免責に関する参酌基準及び責任の限度額は国が設定）

⑤地方独立行政法人法の一部改正

- ・地方独立行政法人の業務への窓口関連業務等の追加

地方独立行政法人の業務に「申告等関連事務の処理」（転入届、住民票の写しの交付請求の受理等のいわゆる窓口関連業務）を追加。

- ・地方独立行政法人における適正な業務の確保

（国の独立行政法人制度改革（平成26年度）を踏まえた改正）

地方独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項の業務方法書への記載の義務付け等を実施。

◆臨時財政対策債について

国の2018年の予算では、臨時財政対策債は抑制されている。

臨時財政対策債 3兆9865億円（前年度比 ▲587億円 ▲1.5%）

※概算要求時点 4兆5674億円（前年度比 5222億円 +12.9%）

折半ルール分 1655億円（前年度比▲4995億円 ▲75.1%）

元利償還金分等 3兆8210億円（前年度比+4408億円 +13.0%）

◆全国都道府県財政課長・市町村担当合同会議の資料より

公共施設等適正管理推進事業債（仮称）

・除却事業

充当率： 90%（現行75%）

・長寿命化事業【新規】

〈対象事業〉

【公用建物】施設の使用年数を、法定耐用年数を超えて延伸させる事業

【社会基盤施設（道路・農業水利施設）】

所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業

〈充当率等〉充当率： 90%、交付税算入率： 30%

※ 個別施設計画に位置付けられた事業が対象

・市町村役場機能緊急保全【新規】

〈対象事業〉昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の

市町村の本庁舎の建替え事業等

〈充当率等〉充当率： 90%（交付税措置対象分75%）、

交付税算入率： 30%

※地方債の充当残については、基金の活用が基本

※ 個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置付けるものが対象

★国は、既存の施設を減らす方向から残す方向へ、方針変更をしてきた。

感 想

菅原敏夫氏の学習会に参加するたびに、国の動向がどのように市町村の予算に反映され、また、予算の注視すべきポイントを教えていただき、予算審査に役立っています。

臨時財政対策債のほとんどが元利償還金分等にあてられている状況から、借金返済のために臨時財政対策債を借りることについての危険性を再認識できました。

目的を決めた起債は、その事業の評価することも可能ですが、自治体が自由に使える臨時財政対策債は、将来の子どもたちへ目的が明確でない借金を背負わせることになります。臨時財政対策債の増額ではなく、抑制に舵を向けなければなりません。

財務省は、交付団体で交付税をもらい、多くの基金に積んでいる自治体に対しては、交付税の減額を真剣に検討しているようです。当市は、財政調整基金の目標を30億円としていますが、財政標準財政規模の7%～10%の範囲が標準とも言われており、目的基金へ組み替えることも必要であると考えます。今後の国の動向を注視し、基金の在り方を見直す必要あると思います。

3月議会では、国民健康保険・介護保険の2つが改定にされます。特に国民健康保険は都道府県され、予算書の記載についても変更されている点があり、担当課からしっかり説明を聞き、予算審査に取り組みたいと考えています。

県内で参加した各議員から、各自治体の予算についてのポイントや注意すべき点など聞くことができ、予算審査で活用したいと思います。

愛知県 市民と議員の政策学習会・予算

2018年度自治体予算と地方財政計画

公益財団法人地方自治総合研究所（委嘱）菅原敏夫

2018年2月10日（土）

イーブルなごや

目次

1. 自治体予算編成の手順.....	2
2. 編成スケジュール	3
3. 制度改正は無風4	
4. 17年地方自治法改正.....	5
5. 大臣折衝（財務大臣と総務大臣）	7
6. 18地方財政対策-論点の整理.....	10
7. 地方財政対策の概要	12
8. 経済財政諮問会議（1月23日）	15
9. 18年度政府予算案 各歳出分野.....	17
10. 社会保障予算 19	
11. 地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等	21